

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(ハ)の認定(利益率要件)申請について

【対象となる中小企業者】

- ・ 川崎市内に事業実態のある事業所があること。
- ・ 為替相場の変動や人手不足等、個社で対応できない外的要因により利益率が減少している中小企業者であり、指定業種(※1)に属する事業を行っていること。
- ・ 最近3か月間(※2)の指定業種の売上高が企業全体の売上高の5%以上を占めていること。
- ・ 最近3か月間(※2)の指定業種の月平均売上高営業利益率が前年同期(※3)と比べて20%以上減少していること。
- ・ 最近3か月間(※2)の企業全体の月平均売上高営業利益率が前年同期(※3)と比べて20%以上減少していること。

【申請様式】

5-(ハ)-①	指定業種に属する事業のみを行っている中小企業者
5-(ハ)-②	指定業種と指定業種に属していない事業を行っている中小企業者

※1 「指定業種」については、[中小企業庁のホームページ](#)で御確認ください。



指定業種

現在営んでいる事業がどの業種に当てはまるか御不明な方は、[総務省の日本標準産業分類](#)や [e-Stat \(政府統計の総合窓口\)](#): [日本標準産業分類検索サイト](#)を御参照ください。



e-Stat

※2 「最近3か月間」とは申請月の前月または前々月を含んだ3か月となります。

(例: 4月申請の場合、「3月・2月・1月」または「2月・1月・12月」)

なお、事業の性質上等、やむを得ない事情により、前々月も未計上の場合には、前々月の前の月も可とします。(例: 4月申請の場合、「1月・12月・11月」も可)

※3 天災その他やむを得ない事情により前々年等との比較を行う場合は、月別残高試算表等により前年と比較できないことを証明する客観的根拠が必要です。

【申請書類】

「提出書類チェックシート」に記載されている書類を提出してください。

控えが必要な場合は、御自身で写しを取ってから御申請ください。

また、認定後、虚偽の申請等により、認定要件が満たされていないことが発覚した場合は、認定を取り消す場合がありますので、御注意ください。

＜申請の際の注意点＞

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 認定書の有効期間はありませんが、認定日から30日以内に保証協会へ届くよう、お早めに金融機関へお申し込みください。
- ・ 窓口申請の際に、申請者様の業種や売上高等について、ヒアリング等で確認させていただきます。
- ・ 受付時間は平日の8時30分～12時、13時～17時までとなります。審査・認定には時間がかかりますので、受付終了時間の30分前にはお越しください。

【認定窓口】お近くの窓口へお越しください。

◆川崎市経済労働局 金融課 電話: 044-544-1846

川崎市幸区堀川町 66-20 川崎市産業振興会館 5 階 (JR川崎駅・京急川崎駅下車)

◆川崎市経済労働局 中小企業溝口事務所 電話: 044-812-1112

川崎市高津区溝口 1-6-10 てくのかわさき 3 階 (JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅下車)

提出書類チェックシート

	チェック欄	必要書類	書類概要
1	☒	提出書類チェックシート	この用紙
2	☐	認定申請書（2枚） 【押印不要】	本紙下部【様式確認表】にて申請書様式を御確認ください。 1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。 （様式は、市ホームページからダウンロードできます。）
3	☐	認定申請書の 添付書類（1枚）	※認定申請書の様式に対応するものを使用してください。
4	☐	① 最近3か月間の 残高試算表 ② 前年同期3か月間の 残高試算表 ③ ①②に基づく営業利益率 の算定書（任意様式）	営業利益率の算定に係る売上高、売上原価等の確認のため、 客観的根拠となる資料を御用意ください。 〔指定業種のみの場合〕 ③営業利益率の算定書（任意様式）については、 税理士または会計士の記名及び作成日の記載を必須 とします。 〔指定業種・非指定業種を営んでいる場合〕 ③営業利益率の算定書（任意様式）については、 業種ごとの営業利益率が確認できる算定書とし、税理士または会計士の記名及び作成日の記載を必須 とします。
5	☐	（法人の場合） 履歴事項全部証明書 【原本または写し】	発行日から3か月以内のもの。 ※本店登記地または事業実態のある事業所が川崎市内であること。
6	☐	（個人の場合） 直近の確定申告書【写し】	前年の所得税確定申告書の写し（第一表のみで可） ※納税地・納税者名及び税務署受領の確認ができる必要があります。電子申告の場合、「受信通知」または「メール詳細」を添付してください。
7	☐	許認可証【写し】	許認可等が必要な指定業種を営んでいる場合（運送業、建設業、飲食業等）。
8	☐	指定業種を営んでいることを 証明する書類	指定業種を営んでいることを客観的に確認できる書類（法人事業概況説明書、会社のホームページを印刷したもの、会社案内パンフレット等）
9	☐	（代理人申請の場合） 委任状【金融機関の場合押切 印の押印必要】	代理人の本人確認ができる資料（社員証、免許証等）を御提示ください。 ※代理人（受任者）が金融機関の場合は押切印の押印が必要です。

【様式確認表】

申請書様式を御確認ください。

	申請書様式
指定業種に属する事業のみを行っている中小企業者	5－(ハ)－①
指定業種と指定業種に属していない事業を行っている中小企業者	5－(ハ)－②

【川崎市ホームページ「セーフティネット5号（ハ）」】

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000170497.html>

* 申請書等各種様式はこちらからダウンロードいただけます。

